

# *IDN ccTLD fast trackの状況*

2008年7月24日  
第22回ICANN報告会

株式会社日本レジストリサービス (JPRS)

堀田博文

[hotta@jprs.co.jp](mailto:hotta@jprs.co.jp)

<http://堀田博文.jp/>

## IDN TLD導入の3つのプロセス

- IDN ccTLD fast track
  - 限定された個数の、問題ないIDN ccTLDを初期導入
  - IDNC WGが理事会に導入方法論を提案
  - ICANNパリ会合での主要論点
    - 理事会への提案内容は、MLと1回/2w程度のWG電話会議で既にほぼfix
    - パリ会合は、WG内外のさらなるコンサルテーションと、内容微調整
- IDN ccTLDの全体的(将来的)ポリシーのためのccNSO PDP
  - issue paper(課題リスト)の確定 (2008年3月頭)
  - issue paperにある課題に対する検討
  - ICANNパリ会合までは停滞
    - 7月以降検討開始
- IDN gTLDの創設プロセス
  - 新gTLD創設に関するGNSO勧告(2007年8月)
  - 具体的な導入プロセスを事務局が検討・準備中

## *IDN ccTLD fast trackとccPDPの関係*

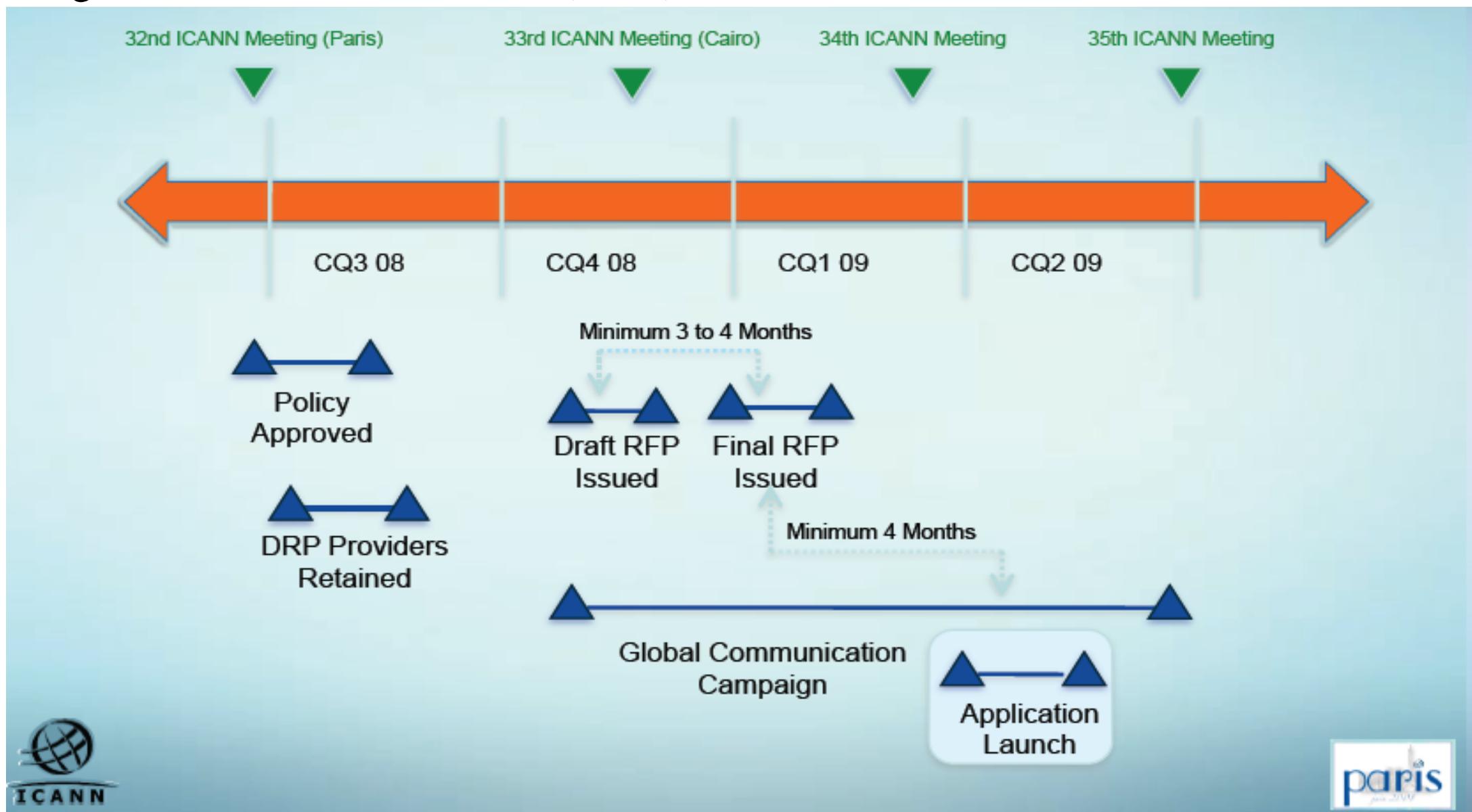
- 並行して両方検討
  - fast trackは、2009年(?)に最初のIDN ccTLD導入
  - ccPDPは、数年後(?)に最初のIDN ccTLD導入
- fast trackは、ccPDPの結果に矛盾するIDN ccTLD導入につながってはならない
- fast trackで検討対象とした課題/トピックは、ccPDPでも検討される
- fast trackの結果導入されるIDN ccTLDの個数は最小限のものである

# IDN ccTLDに関する 2008年6月26日理事会決議

- 今後、ICANN事務局はIDN ccTLDの導入に関する実装上の課題を広範囲にわたり検討。この課題には、技術標準への準拠およびIDN ccTLD 導入に関するコストをまかなうメカニズムも含まれる。
- 理事会は、IDN ccTLDの導入プロセスのタイミングが新gTLDの導入プロセスのタイミングに揃えられるべきと考える。
- 上記をふまえ、理事会は以下をICANN事務局に指示。
  - IDNC WGのFinal Reportを公開し、パブリックコメントを募集。
  - 関係するステークホルダと相談しながら、実装上の課題に関する検討を開始。
  - 2008年11月のICANN理事会(カイロ会合)の前に、未解決の課題をリストにしたものを含む、実装の問題に関する詳細な報告書を提出。

# IDN ccTLD導入のスケジュール検討状況

新gTLD導入スケジュール案(下図)と同様に進めることが検討されている



## *fast track*の提案内容

### **Final Report of IDNC Working Group**

<<http://ccnso.icann.org/workinggroups/idnc-wg-board-proposal-25jun08.pdf>>

## 先立つ行動の勧告:RFI

- ICANNが全ての国/地域に「情報依頼書 (RFI)」を送付して以下の情報を収集し、その情報をICANNが公開
  - 各国/地域がfast trackに参加することによって得られると考える利益
  - 選択する言語/スクリプトおよび文字列
  - 導入スケジュール
- 公開対象情報に関しては、テリトリーの要請により一部非公開とすることも可

## *Fast track*が必要とする2つのメカニズム

- IDN ccTLD文字列の選定に関するメカニズム
- IDN ccTLD登録管理者の指名に関するメカニズム

## 指針

- 全体的ポリシー決定までの継続的プロセスであること
- 全体的ポリシーの邪魔にならないこと
- 全体的ポリシーまで待たず必要とされるIDN ccTLDであること
  - = テリトリー内での準備が整うこと
- 非ラテン・スクリプトを対象とすること
- テリトリー内で同意されていること
  - 文字列
  - レジストリ
- 実験的であること
  - 暫定的
- ASCII ccTLD毎に幾つのIDN ccTLDとするかの絶対値は決めない

## 勧告1

- fast trackは継続的プロセスとする。
- 全体的なIDN ccTLDポリシーがICANN理事会で採択された時点で終了すべきである。

## 勧告2

- 以下の3段階のプロセスとすべきである。
- 1 テリトリー(現ccTLDに対応)内で、fast trackの準備
  - スクリプトおよび言語を決定
  - 文字列を選択
  - 言語/スクリプトおよび文字列のエンドースを文書化
  - IDN ccTLD管理者を指名/選定、または適切な公的機関を特定し、エンドース/支持の文書など、適正評価作業開始に必要なものを準備
  - 言語テーブルを準備
- 2 適正評価(デューデリジェンス)
  - 言語テーブルをIANAレポジトリに提出し、選択された文字列および関連文書を提出
  - 選択された文字列に対し「技術委員会」が適正評価をする
  - ICANN Webサイト上で、選択された文字列を公表
- 3 委任プロセス
  - 現行のIANA手順にしたがって委任を要求

## 勧告3

- IDN ccTLD文字列は、そのテリトリーの特定された公式言語による、テリトリー名の有意味な表現となるべきである。テリトリーは、国際標準ISO3166-1「国およびその下部行政区域の名称表示コード - パート1: 国コード」にリストアップされていないと認められない。これには欧州連合も含まれる。

## 勧告4

- テリトリーに複数の公用語がある場合、テリトリーは、これらの言語のそれぞれによるIDN ccTLDの委任のためにfast trackを使うことが可能である。

## 勧告5

- 選択された文字列は、有意味性および技術に関する要件を満たさなければならない。

## 勧告6

- レポジトリのメンテナンスに関する慣行およびIDNテーブルで定義された要件にしたがって、当該IDNAプロトコルおよびIDNガイドラインの許容可能なコードポイントを使った言語/スクリプトテーブルをIANAに提出しなければならない。

<http://www.icann.org/general/idn-guidelines-22feb06.htm>

## 勧告7

- 技術的適正評価の目的にそって、選定されたIDN ccTLD管理者が、まだ選定されていない場合には適切な公的機関が、以下のものを提出すべきである。
  - 選定された有意味な文字列を、公用語および英語の書面で示したもの
  - xn--フォーマットによるもの
  - Unicodeコードポイントによるもの、および
  - その他、適正評価を可能とするような関連関係文書

## 勧告8

- ICANN理事会は、理事会に代わって技術的適正評価を行うために、ICANN構造の外部にあり、独立した「技術委員会」を指名すべきである。

## 勧告9

- 適正評価の終了時、ICANNは、選択された文字列を、特定された言語、英語およびその他の形式で公開すべきである。

## 勧告10

- 第2段階終了から選択された文字列の委任までに時間が経過し、IDNを取り巻く技術的環境が選択された文字列の委任までに変化する可能性を考えると、技術委員会は選択された文字列が技術的な要件を満たすかどうか、選択された文字列を委任する前に再確認するよう要請されるべきである。